

厚木市障がい者

地域生活支援拠点について

～ 市ＨＰ公開用 ～

～ 目次 ～

- 1 地域生活支援拠点とは？
- 2 厚木市の地域生活支援拠点
- 3 厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金
- 4 補助金における緊急時発見時は？
- 5 補助金活用事例
- 6 厚木市の今後の展開
- 7 おわりに

1 地域生活支援拠点とは？

『障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの』

【厚生労働省『地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～』抜粋】

具体的に

- ① 緊急時の相談先や受入先の確保
- ② 地域移行等のための生活支援体制の構築



端的に言うと地域生活支援拠点とは、
障がい者が地域で安心して暮すための制度。

1 地域生活支援拠点とは？

国が定める 5 つの機能

- ① 相談
緊急時の支援が見込めない障がい者等との連絡
体制の構築
- ② 緊急時の受入れ・対応
短期入所等を活用した緊急受入体制等の確保
- ③ 体験の機会・場
地域移行や親元からの自立等で共同生活援助等
やひとり暮らしの体験の場の提供

1 地域生活支援拠点とは？

国が定める 5 つの機能

- ④ 専門的人材の確保・養成
医療的ケアや行動障がい等の専門的な支援が必要な者に対する体制の確保や人材の養成
- ⑤ 地域の体制づくり
地域のニーズ対応や社会資源の連携体制の構築等

 以上、5つの機能を国が定めるものの、
最終的には地域の実状を踏まえた機能を市町村で決めても構わない。

2 厚木市の地域生活支援拠点

- ☞ 平成28年度に「面的整備」を開始しました。
- ☞ 「面的整備」とは、地域において、複数の機関が分担して機能を担うことを言います。
- ※ 「面的整備」のほか、障害者支援施設やグループホーム等の居住系事業所に機能を付加した「多機能拠点整備型」などがあります。
- ☞ 令和5年12月1日時点で、45事業所が市の地域生活支援拠点にご登録いただいています。
なお、後述する3の緊急時の受入先としては、うち30事業所に受入のご協力いただいています。

2 厚木市の地域生活支援拠点

各機能における市の主な取り組み

① 相談機能

-  障がい者相談支援センターを市内に8カ所設置。
-  障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおいて、緊急時に対応が必要な障がい者との連絡体制を整備。

② 緊急時の受入れ・対応

-  後述「3 厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金」でご説明いたします。

2 厚木市の地域生活支援拠点

各機能における市の主な取り組み

③ 体験の機会・場

- ☞ グループホームの体験的利用を活用した地域移行等の体験。

④ 専門的人材の確保

- ☞ 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとに医療的ケアコーディネーターや発達障がい支援員を配置。
- ☞ 障害者協議会相談プロジェクトにおける研修会等の開催。

2 厚木市の地域生活支援拠点

各機能における市の主な取り組み

⑤ 地域の体制づくり

☞ 障害者協議会を通じた地域資源の確保や共有。
今後は個別事例を踏まえた検討を行い、さらなる地域資源の確保を進める。

↳ 市民や関係機関等に厚木市の地域生活支援拠点を知っていただくことで、地域の障がい者が万が一の事態において、相談先や緊急時の対応に繋がり、更なる機能の補完がされます。

3 厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金

創設の背景

本補助金は令和3年度に創設したが、以前は、介助者（保護者等）の急な不在などの緊急事態に対応できる体制は十分ではなかった。

主な理由

- ① 事前準備が進まない。
- ② 緊急時の連絡先が分からない。
- ③ 短期入所事業所では、緊急時の受入れに限界がある。
- ④ 受入先までの搬送手段が確立されていない。
- ⑤ インフォーマルなサービス提供に対する報酬がない。
- ⑥ 障害福祉サービス利用者のみが対応できる。

3 厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金

在宅の障がい者等の介助者が緊急的に不在となった場合【対象要件】に、厚木市の地域生活支援拠点の登録事業所が、孤立する障がい者等に対して、緊急時の受入れや受入先への搬送等【対象行為】の対応を行った場合に交付する補助金として、「厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金」を令和3年4月1日に創設しました。

3 厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金

対象要件

- ① 市内在住の**在宅の障がい者等**が
- ② **介助者（保護者等）の緊急的な不在**になった際に
- ③ 市の地域生活支援拠点に登録している事業所等が
- ④ **【対象行為】**を実施する

以上のすべてを満たした場合に対象となります。

- ※ 障がい者等の保護が最優先になります。
- ※ あくまでも緊急時における一時的な支援です。
- ※ 行動障がいや精神疾患等の障がいに起因する突発的な不穏な状態は、本補助金の対象要件に含みません。

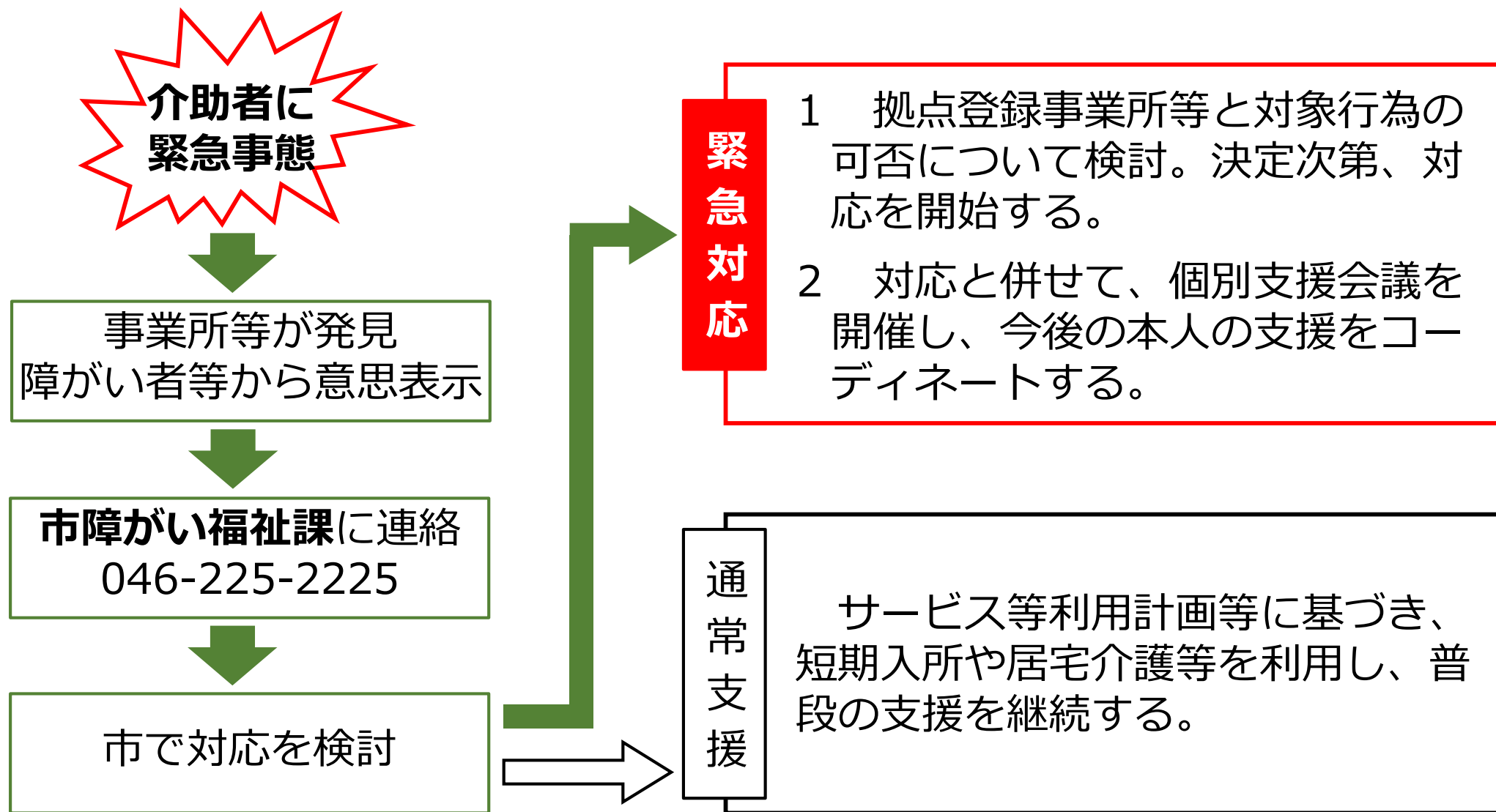
3 厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金

対象行為

- ① 拠点登録事業所等による受入支援
対象者を事業所等で受入れ、食事や寝具の提供等、必要な支援を行う。
- ② 自宅等への訪問による介護支援
対象者の自宅を訪問し、食事の提供等の必要な支援を行う。
- ③ 受入先の調整
対象者の受入先を事業所等と調整する。
- ④ 受入先への搬送支援
対象者を受入先まで搬送する。

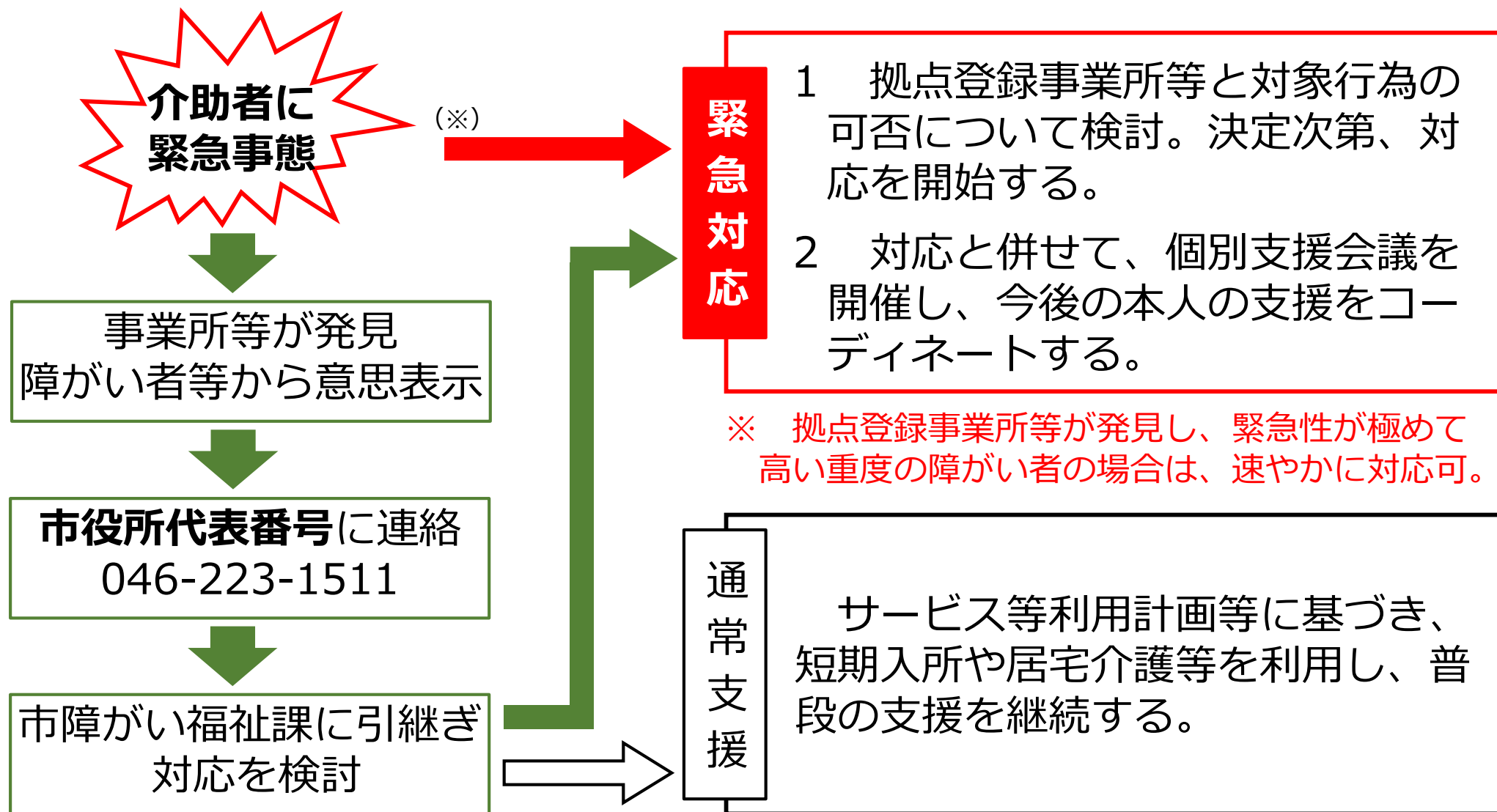
4 補助金における緊急時発見時は？

市役所開庁時（平日 8 時30分から17時15分まで）



4 補助金における緊急時発見時は？

市役所閉庁時（平日開庁時間外や土日祝日）



5 補助金活用事例

事例 1（令和 4 年度）

① 対象要件

- ☞ 市内の在宅の知的障がい者で、本人以外のご家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、本人の介助が誰も出来なくなったため、日頃、通所している拠点登録事業所が本人を受け入れた。

② 対象行為

- ☞ 拠点登録事業所で、当時の隔離期間である 5 日間以上を事業所内や民泊で受け入れを行った。
（計25万円の補助）

事例 2（令和 5 年度）

① 対象要件

- 👉 市内の在宅の身体障がい者で、本人のパートナーの検査入院が延長したことに伴い、緊急的に支援が必要となったため、日頃、相談支援で関わっている拠点登録事業所が自宅を訪問した。

② 対象行為

- 👉 必要な生活支援を拠点登録事業所の職員が夜間を中心に、自宅を訪問及び本人を介護した。
なお、発覚した段階からサービスの調整を行い、緊急時の初動やサービスでは賄えない部分に対応した。（計10万円補助）

6 今後の展開

以上、介助者不在時における、緊急事態に対応できる体制の構築をいたしました。が、障がい福祉の課題はまだまだ山積みです。



主な課題

- 施設入所や長期入院病棟からの地域移行。
- 8050問題を始めとした、緊急事態に陥る前からの必要な支援への繋ぎ。
- あらゆる緊急事態に対する体制の確保。
- そもそも支援の担い手である福祉職員が慢性的に不足。
- ☆ 何よりもすべての施策の根底にある障がい者理解がなかなか進まない。

6 今後の展開

また、障害者総合支援法は概ね3年毎に見直しがあり、地域のニーズもその都度変わることからも、これらに対応した地域生活支援拠点の見直しやバージョンアップが必要です。

今後の主な検討事項

- ① 地域移行やひとり暮らしを見据えた体験の場の創設
- ② 相談支援の更なる利用促進
- ③ 緊急事態に陥らないよう緊急時が想定される障がい者等に対する準備支援
- ④ 地域生活支援拠点という制度の周知

7 おわりに

地域生活支援拠点の概要と厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金についてお示しいたしましたが、補助金等の緊急時の受入れ・対応があるから安心ではなく、そもそも緊急事態が起きない環境や緊急時を見据えた事前の支援の構築が必要です。

- ☞ そのためにも、障害福祉サービスを始めとしたサービス事業所等の利用や、地域生活支援拠点の相談機能でもある障がい者相談支援センターに日頃の課題や将来の相談を通して、支援機関とつながることが重要です。

7 おわりに

ご覧いただきました皆様におかれましても、地域で孤立していたり、生活に課題を抱えている障がい者等がいらっしゃいましたら、お近くの障がい者相談支援センターをご紹介いただいたり、皆様からセンターに情報提供をいただくことで、障がい者が地域で安心して暮らすための地域のネットワークが強化されます。

お引き続き、本市障がい福祉施策にご協力いただければ幸いです。